

次のとおり総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成7年香川県規則第85号）第6条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年条約第4号）によって改正された同協定その他の国際約束の適用を受けるものである。

平成28年2月16日

香川県教育委員会教育長 西 原 義 一

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名 平成28年度県立学校における外国語指導委託業務
- (2) 委託業務の内容 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 委託期間 平成28年4月8日から平成29年3月18日まで
- (4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約書作成の要否 要

3 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書等の交付等）

平成28年2月16日から同年3月9日まで（日曜日及び土曜日を除く午前9時から午後5時まで）

郵便番号 760-8582 高松市天神前6番1号 香川県天神前分庁舎7階

香川県教育委員会事務局高校教育課 総務・施設グループ

電話番号 087-832-3754 F A X番号 087-806-0232

E-mail kokokyoiku@pref.kagawa.lg.jp

4 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、平成28年3月11日まで（日曜日及び土曜日を除く午前9時から午後5時まで）に3に示した場所等に対し文書で行うこと。（文書は、F A X又は電子メールも可とする。）

回答は、平成28年3月16日午後5時までに、入札説明書等の交付を受けた者に対して通知する。

5 郵便等による入札

郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札を可とする。

ただし、郵便にあつては書留親展に、信書便にあつては郵便における書留親展に相当する方法に限る。

6 入札及び開札を行う日時及び場所

(1) 入札書等の提出

ア 入札書等を持参する場合

(ア) 提出日時 平成28年3月25日 午前9時から午前10時

(イ) 提出場所 香川県天神前分庁舎 8階第2会議室

イ 郵便又は信書便による場合

(ア) 受領期限 平成28年3月24日 午後5時(必着)

(イ) 送付先 3に示した場所

(2) 開札

ア 日時 平成28年3月25日 午前10時

イ 場所 香川県天神前分庁舎 8階第2会議室

7 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、平成28年3月18日午後5時までに入札(契約)保証金免除(減額)申請書を、3に示した場所に提出すること。

8 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。なお、A級に格付けされていない者にあつては、平成28年3月16日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県総務部総務事務集中課に提出して、A級格付けの可否の審査を受けること。

郵便番号 760-8570 高松市番町4丁目1番10号

香川県総務部総務事務集中課 物品調達グループ

電話番号 087-832-3631 F A X番号 087-833-0352

(3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者

(5) 本公告に係る入札説明書等の交付を受けた者であること。

(6) 本公告日現在、外国語指導業務の実績があることを証明した者であること。

(7) 本業務について、確実に履行する能力があることを証明した者であること。

9 入札者に要求される事項

(1) 入札に参加を希望する者は、8の(6)及び(7)の要件を満たすことを証明する書類を平成28年3月18日午後5時までに3に示した場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、入札に参加を希望する者の負担において完全な説明をしなければならない。

(2) 提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、平成28年3月22日までに通知する。

10 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

11 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

12 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした者であって、別記の平成28年度県立学校における外国語指導委託業務に係る落札者決定基準により得られた各項目の加点の合計が最も高い者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱に基づき公表する。

13 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならない。この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。

ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

14 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

15 その他

(1) 詳細は、入札説明書等による。また、入札説明書等の交付を受けることは入札者の参加資格でもあるので、3に示した日時及び場所において、交付を受けること。

(2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく措置を講じる。

(3) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be procured: Teaching duties relating to foreign language education in Kagawa prefectural schools(2016): 1set

(2) Date, Time of bidding:

10:00 a.m., March 25, 2016

(3) Time-limit for the submission of tenders (by registered mail: 5:00 p.m., March 24, 2016)

(4) Contact point for the notice:

Upper Secondary School Education Division, Kagawa Prefectural Board of Education, 6-1, Tenjinmae, Takamatsu-shi, Kagawa-ken, Japan 760-8582 TEL087-832-3754

(5) We use the Japanese language and Japanese Yen in the procedures of the contract.

別記

平成28年度県立学校における外国語指導委託業務に係る落札者決定基準

1 評価項目等

評価項目	評価内容	配点
1 本委託業務の実施方針		50

ア	会社の概要及びALT委託業務の理念	基本姿勢とコンセプトが明確に記載されている。 英語教育の向上・改善のために、貢献できる。 ALT委託業務に関して明確な教育理念に基づき業務を遂行している。	25
イ	外国語指導業務の実績及び内容・規模等	外国語指導業務の配置実績が十分あり、業務遂行に必要な外国人専属講師を有している。	25
2 講師の採用			100
ア	組織体制	本業務遂行に必要なALTを採用するための組織体制が整っている。	25
イ	採用基準及び採用方法	仕様書で求めるALTの資格を十分満たす明確な採用基準を有し、適正な採用方法により、ALTを選出できる。	25
ウ	身元保障	ALTの身元を保証する確実な確認体制がある。	25
エ	採用スケジュール	必要人員の確保にあたり、採用開始時期や期間、採用方法や基準が明確になっており実行可能と判断できるものである。 目標時期等が具体的に考慮されている。	25
3 講師の研修			75
ア	組織体制	本業務の遂行に必要なスキルを習得するための研修実施に必要な組織体制が整っているか。	25
イ	研修期間と内容	採用時と採用後（業務受託中の研修を含む。）に、ALTに対し、英語教授に関する専門性を高め、日本の国民や文化を積極的に理解してもらうために必要な研修を適宜行うことが予定されているか。	25
ウ	特徴	研修の実施方法に具体性があり、かつ効果が期待できるか。	25
4 講師の管理体制及び指導体制			100
ア	サービス状況の把握	管理体制や管理方法の記載が具体的であり、法令や一般常識に照らし合わせて妥当な内容である。	25
イ	連絡相談体制及び労働衛生管理	講師のサポート体制や健康診断実施状況等の把握や指導体制が整っている。	25
ウ	勤務評価とフィードバック	講師の勤務状況についての的確に評価し、結果を講師にフィードバックする指導体制が整っている。	25
エ	連絡体制及び要望・苦情等の把握と対応	教育委員会との円滑な連絡体制について考慮されている。 学校からの要望や苦情に対して迅速かつ的確に対応する体制が整っている。	25
5 危機管理体制			75
ア	ALTの危機管理体制	緊急対応、復旧までの一連の対応の流れが示された危機管理マニュアル等が整備されている。	25
イ	トラブル等への対応体制	講師が関係するトラブルに迅速に対応できる体制が整っている。 職務遂行上適格性を欠くと判断したとき、是正・解決が可	25

		能である。	
ウ	不測事態への迅速な対応	講師に欠員が生じた場合や災害時などの不測事態への迅速な対応が可能である。	25
6 講師の効果的な活用			50
ア	勤務時間・授業持ち時間数等	講師の1日の勤務時間、授業持ち時間数について、効果的な活用ができる提案がされている。	25
イ	授業・授業以外での活用提案	学校での外国語指導教育の推進について、具体的なカリキュラムや指導内容を提示することができている。 授業以外での講師の活用方法について効果的な取組が提案されている。	25
7 費用に関すること			50
ア	経費の多寡	業務の内容に見合った適正な金額である。	25
イ	算定根拠	経費の算定根拠は妥当である。	25
合計			500

2 企画提案書の評価方法

企画提案書の評価は、評価項目ごとに、次の表の判定基準により行う。なお、各評価項目の点数に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

判定基準	点数
非常に優れている	配点の100%
優れている	配点の75%
標準的である	配点の50%
やや不十分である	配点の25%
不十分又は記載なし	配点の0%